

令和 4 年度 甲種防火管理再講習受講案内

消防法施行規則第 2 条の 3 第 1 項に規定する「甲種防火管理再講習」を次のとおり実施します。

1 受講義務対象者

この講習の受講対象者は、集会施設、飲食店、旅館、病院などの不特定多数の人が出入りする建物（同一敷地内の建物も含む）のうち、収容人員 300 人以上の防火管理者となります。

2 受講義務の期限

- (1) 防火管理者に選任された日から 4 年以上前に「甲種防火管理新規講習」又は「甲種防火管理再講習」を受講している場合は、1 年以内に再講習を受講しなければなりません。
- (2) 防火管理者に選任された日以前 4 年以内に「甲種防火管理新規講習」又は「甲種防火管理再講習」を受講している場合は、それぞれの講習受講日以後の最初の 4 月 1 日から 5 年以内に再講習を受講しなければなりません。
- (3) 再講習を受講しない場合は、防火管理者の資格は消失しませんが、受講義務対象物の防火管理者としての資格は有しないこととなります。

3 講習日時

令和 4 年 6 月 3 日（金）

受付 8 時 20 分 ～ 8 時 50 分

講習時間 9 時 00 分 ～ 11 時 30 分

4 会場

十日町地域消防本部庁舎 3 階多目的ホール

十日町市四日町新田 1041 番地

5 申請書受付

- (1) 受付期間 令和 4 年 5 月 9 日（月） ～ 令和 4 年 5 月 20 日（金）

※申込書には、甲種防火管理講習又は甲種防火管理再講習の修了証の写しを添付してください。

- (2) 受講料 1,400 円(テキスト代) ※受講当日受付にてお支払いください。

- (3) 当日持参品 受講票、筆記用具、マスク

- (4) 受付場所

十日町地域消防本部予防課 十日町市四日町新田第 4 電話 (025) 757-1557

十日町地域消防署南分署 津南町卯ノ木 電話 (025) 765-2480

十日町地域消防署しぶみ分署 十日町市松之山小谷 電話 (025) 597-2310

【問合せ先】

〒948-0007

十日町市四日町新田 1041 番地（十日町市四日町新田第 4）

十日町地域消防本部 予防課予防係 電話 (025) 757-1557

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染者の急激な増加の場合は、延期させていただきます。

その場合は、電話でお知らせします(十日町地域消防本部のホームページでもお知らせします)。

【お願い】

●当日受付時に検温させていただきます。37.5度以上の発熱、倦怠感、のどの痛み等体調不良のある方は、受講をお断りさせていただきます。

別紙2の「甲種防火管理講習（再講習）予定」の日程表を確認して別会場で受講されるようお願いいたします。

●マスクの着用、手指消毒の励行など各自で感染防止対策をお願いいたします。

●受講者の座席間隔を概ね2メートル確保するとともに、会場の換気を行います。